

様式第3号（第7条関係）

第2回水戸市廃棄物減量等推進審議会 会議録

1 附属機関の会議の名称

令和6年度第2回水戸市廃棄物減量等推進審議会

2 開催日時

令和6年11月8日（金）午後2時00分から午後3時40分まで

3 開催場所

水戸市役所本庁舎4階 政策会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

蓮井誠一郎，萩野谷均，袴塚孝雄，須田浩和，藤咲利枝子，北條てるよ，鴫田ナガ子，室井洋，篠崎勉，稲田加寿子，宮崎雅彦，川崎晃一，廣瀬史明

(2) 執行機関

篠原芳之生活環境部長，萩沼学生生活環境部参事兼廃棄物対策課長，石川慶一ごみ減量課長，会沢知洋ごみ減量課副参事兼課長補佐，本澤佑司ごみ減量課ごみ減量係長，岡田吉徳ごみ減量課計画係長，大滝啓太ごみ減量課計画係主事，弓野里奈ごみ減量課計画係主事，川俣和彦清掃事務所長，森田信行清掃事務所次長，足立茂清掃工場長

(3) その他

欠席委員 江幡裕，林由香里

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 一般廃棄物処理手数料のあり方について（公開）

(2) その他（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0名

8 会議資料の名称

令和6年度第2回水戸市廃棄物減量等推進審議会会議次第

水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

資料1 一般廃棄物処理手数料のあり方について

資料1別紙 県内自治体・中核市のごみ処理手数料有料化実施状況

参考資料1 一般廃棄物処理手数料の検証について

資料2 水戸市廃棄物減量等推進審議会スケジュール（案）

9 発言の内容

【執行機関】本日はお忙しい中、水戸市廃棄物減量等推進審議会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度第2回水戸市廃棄物減量等推進審議会をはじめさせていただきます。初めに、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。1つ目が会議次第、2つ目が審議会委員名簿、3つ目が水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例抜粋、4つ目が資料1一般廃棄物処理手数料のあり方について、5つ目が資料1別紙県内自治体・中核市のごみ処理手数料有料化実施状況、6つ目が参考資料1一般廃棄物処理手数料の検証について、最後に水戸市廃棄物減量等推進審議会スケジュール（案）でございます。不足はございませんでしょうか。

（不足なし）

【執行機関】続きまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。

（会長挨拶）

【執行機関】ありがとうございました。本日、___委員及び___委員につきましては、所用のため欠席となっておりますので御報告いたします。本日の審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条により公開とさせていただきます。

それでは、会議次第3、新委員報告に入らせていただきます。この度、___様が就任されました。これに伴い、新たに水戸市廃棄物減量等推進審議会委員に委嘱されましたので、御報告申し上げます。新委員の方には委嘱状を配布させていただきましたので、御確認ください。ここで、___委員より自己紹介を賜りたいと存じます。___委員お願いいたします。

（自己紹介）

【執行機関】それでは、会議次第4、議題に入らせていただきます。これからの進行につきましては、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条第1項に基づき、___会長に議長をお願いいたします。なお、本日の審議会につきましては、同条例第10条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の御出席をいただいておりますので、成立したことを報告いたします。それでは___会長よろしくお願いいたします。

【会長】ただいま事務局からありましたように、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様に御協力をいただきまして、円滑に進めて参りたいと思います。議題に入る前に本日の会議録署名人を指名させていただきます。今回は、___委員、___委員のお二方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議題に入らせていただきます。議題（1）一般廃棄物処理手数料のあり方について事務局より説明をお願いいたします。

【執行機関】（議題（1）について、資料に基づき説明）

【会 長】ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【___委員】3ページの粗大ごみに関して、歳出の見込みが令和7年度から上がっていますが、これはどういった理由でしょうか。

【執行機関】令和2年度以降、粗大ごみの収集量が年々増加していたため、令和5年度において粗大ごみの収集運搬車両を増車しました。そのため歳出が増加して、受益者負担割合が減少しました。また、収集量が増加し続けている粗大ごみの対応を考慮し、令和7年度からその準備や収集対応に関わる経費の増加を見込んでおり、3ページに記載のとおり歳出の増加が予想されています。

【___委員】粗大ごみの再利用について水戸市は実施しているのでしょうか。低所得者の方に対して提供するなどの取組をしている自治体もあると聞いたことがあります。そのような取組をすることによって処分数が減少すれば、経費も減少させることができると思いますが、水戸市の現状はいかがでしょうか。

【執行機関】清掃工場に搬入された粗大ごみについては、解体処理を行っております。その中で燃えるごみになるものに関しては焼却し、金属などの再利用できる部品に関しては、再利用しているところです。

【___委員】粗大ごみに関しては、戸別収集が始まったと思います。粗大ごみとして出されるものの中には良品や家電製品でも少し手を加えると再利用できるものがあると思います。そのようなことをして再利用する自治体も数多く見受けられます。廃棄物として燃やしてしまうだけではなく、選択肢の中に再利用というものを入れ、歳入を上げていく必要があると思います。このような取組は、SDGsの観点からも必要なことだと思いますので、検討していただきたいと思います。

【___委員】燃えるごみの処理手数料に関して、新たに30リットルの袋を増やすということですが、30リットルの袋を作成することによる経費の増加についてはどのように考えていますか。

【執行機関】30リットルの袋の作成に関しては、新たな経費は発生しますが、ほかの袋の作成量がその分減ると考えています。そのため、トータルで見ると作成経費は大きく変わらないと考えています。

【___委員】受益者負担割合などの数字の根拠については、現在までの平均値がこうだったからこの数字になるということではなくて、負担割合の中でこのような数字にしていけないとごみ処理に係るスムーズな運営をすることができなくなってしまう、というしっかりとした理由が必要ではないかと考えます。市民の皆様公表する場合は、そのようなしっかりした考え方も付記して、理解を得られるような形をとっていただければと思います。

【___委員】私たちは水戸市からも収集の委託を受けていますが、企業などから出る事業系一般廃棄物の収集に関してもそれぞれの会社で行っています。手数料の値上げに関しては仕方がないと思いますし、受益者負担の割合を守ってもらえれば問題ないと思っています。しかし、実施時期や周知期間に関しては十分な期間を設けていただきたいと思っています。また、事業系一般廃棄物に関して、事業系ごみを家庭系の燃えるごみの袋で出してしまうている事業所も存在しているのが現実です。この部分について、きちんとした許可業者に頼んでもらえれば、水戸市の歳入も増え、ごみの取り残しもなくなり地区の環境も綺麗に保つことができると思います。繰り返しになりますが、事業系ごみを家庭系ごみとして集積所に出してしまうている事業所が見受けられます。こういったごみを回収する人が事業系ごみと判断して置いていくと今度は市民の方々から「なぜ置いていくのか。」という意見をもらってしまい、市が大変苦勞してしまうと思います。「事業系のごみは市が収集する集積所には出せない。」といったことを市民の方々にもよく理解していただいて、事業系一般廃棄物はきちんとした許可業者に出す必要があるということを手数料の値上げを実施する前に事業者にもしっかり周知していく必要があると思います。周知がしっかりできれば、人件費などの歳出に関しても抑えることができますし、先ほど申し上げたとおり歳入も上がるのかと思います。こういった努力をしながら、受益者負担割合を維持していく必要があると思います。

【執行機関】事業系一般廃棄物の適正処理につきましては、これまで水戸駅周辺の事業所については訪問指導を行っているところです。しかしそれにもかかわらず不適正排出が続いている現状を把握しております。今後につきましては、全事業所向けにこれまで以上に適正処理に対する周知啓発をしっかりと行っていきたいと思っています。また、現在水戸市は中核市に移行しましたので飲食業の許可を出す際には、そのようなチラシの配布や各種団体を通した周知啓発などに関しても更に強化していきたいと思っています。

【___委員】内容に関してではなく、意見として言わせていただきます。値上げというのは「値上げ」という言葉がひとり歩きしやすいという大変な状況があると思います。1枚30円が45円になると、年間で計算するとだいたい1,000円から2,000円くらいの費用増になる。このような話になるとたかだか1,000円から2,000円の費用増の話ではないということになって、どうしても言葉がひとり歩きしてしまうと思います。私たちは、これまで審議会を通して議論することによって、現在の費用負担よりももう少し増やさないとごみ処理事業の運営が厳しくなってしまうということは理解しています。しかし一部の番組等で報道されることもありますので、市民の方々に対してきちんとした理解を求めることが大切だと思っています。そのためには、この審議会の後に当然ながら議会を通さないと料金改定はできないわけであり、議会の中でも厳しい意見を言われることがあると思います。それこそ議員は様々な資料提供を受けるため、ある程度内容は分かりますが、やはり市民の方々には、これらの資料提供もほぼないですし、資料をホームページに載せたからといって、それを見てわざわざ理解する方は少ないと思います。そのため周知期間の間に「なぜ値上げしなければいけないのか。」という理由が市民の方々に浸透するようにしなければいけません。よくあるのがそういう内容のチラシを配って、ホームページに資料を載せるということがありますが、市民の方々が日頃の生活の中でそれを取捨選択してわざわざ見て理解しようということとはなかなか起こらないと思いますので、様々な工夫をして市民に対する周知徹底を

していただきたいと思います。また、議会や市民から「こんな無駄遣いをしているのではないか。」などのことを言われなくて欲しいと思います。だからこそ「これだけ努力しています。」という部分をしっかりと説明できるようにしていただきたい。先ほど____委員の意見の中の事業系ごみの部分に関しては、しっかりルールを守れば今度はごみの削減にも繋がりますし、間違いなく経費が落ちて、受益者負担をここまで求めなくても良いという結果にもなると思います。「市ではしっかりとやっている。」ということを議会を含めてどこから見られても大丈夫だと分かるようにしていただくことが必要です。今まで通り「ホームページに載っています。」や「チラシを配りました。」という程度では、市民の方々の理解が得られないと思いますので、値上げという問題に関しては、丁寧にしっかりと説明をしていただきたい。私たち、審議会の委員としてもなぜそうなるのかということを一生涯懸命説明しますので、そういった努力をお願いしたいと思います。そのようなことをすることによって私は賛成ということに進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】コスト負担というものを市民の方々にお願いしていく時には、それがたとえ受益者であるからお願いしているということであったとしても、____委員の御発言にもありましたように「値上げ」という言葉はひとり歩きしやすい言葉の典型例かと思っておりますので、そこだけが切り取られないようにしていただければと思います。「なぜそうなるのか」という理由を丁寧に丁寧に重ねたような説明を周知期間の中で必要であるという御意見だと思います。資料1の6ページの一般廃棄物手数料の改定についての(3)で「今後のごみ処理事業の運営」という項目があります。一行目に「これまで同様に経費の節減に努めて参ります」と記載がありますが、これまで同様でいいのかというような御意見が出てくることも予想されます。「なお一層の」とか、それは言葉だけではなくて実際の行動もしくは施策としてお示しいただくのが一番かと思っております。そのような部分の努力を理解していただけるかということも一つ鍵を握るのかなと聞いていて感じたところです。

【____委員】30リットルの袋を作成することはとても良いことだと思います。主婦目線からいうと、20リットルの袋だと詰め込んでも入らない場合や45リットルの袋だと生ごみ等もあるので、捨てる前に臭いがでてしまう場合があります。そのため30リットルの袋を作成してもらえるのはありがたいです。

【会 長】確かに1リットル1円という分かりやすい価格帯になりますし、20リットルと45リットルの間を埋める袋になりますので、多少コストがかかったとしても作成するという事務局側の判断だったと思います。

【____委員】料金改定について、議会をってから改定になると思いますが周知期間はどのくらいあるのでしょうか。

【執行機関】周知期間に関しましては、現時点で具体的な期間を申し上げることが難しいところです。手数料の改定に伴い関係各位へ影響があることは想定していますので、事業所や市民の方々に影響が出ないように相応の周知期間を設けたいと考えています。

【会 長】過去の事例などを参考にすると例えば何ヶ月間くらい設ける予定なのかという見通しはあるのでしょうか。過去の事例だとこれぐらいの期間を周知期間にしましたというデータはありますか。

【___委員】事務局でも言いづらいところがあると思いますので、前例を申し上げると前回の値上げの時に事業所の予算や個人の負担を考慮して半年ぐらい周知期間を設けたと思います。議会としてどのような判断をするかというところですが、周知期間はできるだけ長ければ長い方が良いと思うので、事務局には財源の問題を含めて周知期間については、できるだけ市民の方々の理解が得られるようにしていただきたい。議会としても頑張っていきたいと思います。

【___委員】周知期間の御意見がありました。事業者の立場として市民の方々の周知と併せていつ値上げが始まるのかということ。そして新たに30リットルの袋が加わると売り場づくりが必要になりますので事務局にはそういった御対応をしていただければと思います。

【会 長】情報の出し方、これは議会の中で議題になって以降議会の議事録等で徐々には出ていくことになるとは思いますが、周知期間のことも含めてしっかりとした社会的な準備ができるような期間の確保を審議会として事務局にはお願いしたいと思います。

【会 長】資料1の11ページの改定（案）備考のところにもあるように制度開始以来改定していないという例が非常に多くて今回の改定というのは実質的には初めてというような部分もかなり多くあります。一方で将来の見通しについてはあくまで一つの仮定によって見通しをしているという部分があります。今後の世界情勢もしくは社会情勢を含めて、変化というものが激しい世の中ですので前提が変わってくる可能性があるというのも排除できないのかなと考えます。そのようなことを踏まえて事務局にお尋ねしますが、今回この案で審議会としては通すわけになります。今後の見直しの可能性やそのサイクルについて今の段階でお考えがあればお示しいただければと思います。

【執行機関】今後については、毎年度、受益者負担割合の実績を把握し、それぞれの指標について基準等と乖離していないかどうかを確認・検証するとともに、審議会の委員の皆様のお意見をいただきながら手数料の定期的な見直しを行っていきたく考えています。そのサイクルにつきましては、概ね5年を一つの目安として考えています。

【___委員】5年というサイクルに関しては、社会情勢が激変している中で、はたして適正なのかと思います。今の指標が良いのかというのは別にして、その指標の前後何%ぐらい、例えば、コストが安くなって受益者負担割合が増えてしまった等の確認・検証も審議会の仕事だと思います。ある程度の指標を作って、その指標が怪しくなった時には審議会にかけていく必要があると思います。審議会を定期的に開催していただいて、その中でしっかりとした議論をしていく。そうすることが今後の審議会の役割の大きなファクターを占めるとは思います。答申が終わってもこの指標に対して事務局として検証結果が出た時には、審議会を開催して現状を皆様に把握していただく必要があると思います。最低でも1年に1回は、現状を把握する機会を作る必要があると思います。

【会 長】過去の実績を見ても、数年間でかなり大きな数値の変化がありました。事務局でも5年なら5年間何も変わらなければその期間でいいのかもしれませんが、変化があった場合には、年数に縛られることなく、時期を問わず、審議会を開催していただいて、委員の皆様から御意見をいただいた方が適切なのかなと思います。

【___委員】審議会は1年に1回ぜひ開催して欲しいと思っています。現場で仕事をしている身として、事業系一般廃棄物については対応をしたらすぐ改善すると思います。委員の方も含めて市民の方々に情報を広く伝えて、年に1回審議会を開催するとすぐ改善すると思います。

【執行機関】いただきました御意見を踏まえてこれから指標等の確認・検証を行い、委員の皆様へ情報提供をし、その内容について御審議いただきたいと思っています。

【会 長】その他、いかかでしょうか。
(発言するものなし)

【会 長】議題の(2)でございます。その他になりますけれども、事務局より今後のスケジュールについての御説明をお願いいたします。

【執行機関】(議題(2)について、資料に基づき説明)

【会 長】ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。委員の皆様から御意見等をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

【___委員】ごみの問題というのは非常に重要な問題です。問題提起をしていただいて、今日が2回目の開催であり、もう答申の話になっています。中身を審議する時間が非常に短いと感じました。何でこうなのかというところまでいけずに、事務局の説明に納得しているような状況だと思います。事務局から問題提起をいただいて検討する日が1日あって、そして最後に様々な意見を出しながらまとめて、答申という流れが必要だと考えていて、少なくとも今後は4日ぐらいこのような審議会を開催していただくことを要望します。

【___委員】資料2では令和7年1月中旬に答申の予定があってそれを受けて議会で判断して、いつぐらいから実施という流れになるのでしょうか。

【執行機関】答申(案)について1月中旬に御審議いただいた後に会長から市長に答申書をお渡しいただきます。その後、条例改正が必要になりますので、この時に議会の手続きが開始することになります。具体的な開始時期については、現状申し上げることは難しいですが、流れとしては御説明したとおりとなります。

【会 長】 1月以降に市長に答申書を渡してから議会については動き始めということだと思います。周知期間も未定のところがあるので、実際に実施されるのはまだ先というような現段階での見通しだと思います。

【会 長】 その他、いかかでしょうか。
(発言するものなし)

【会 長】 それでは続きまして事務局より連絡事項がありますので、よろしくお願いいたします。

【執行機関】 令和6年度第3回廃棄物減量等推進審議会につきましては、令和7年1月中旬の予定となっております。詳細日程が決まりましたら、委員の皆様へ通知をいたしますので、御承知おきください。

【会 長】 その他委員の皆様から何かございますでしょうか。
(発言するものなし)

【会 長】 それでは本日の議題は以上ということになります。委員の皆様、活発な御意見ありがとうございました。